

一般市道伏見西部第三経5号線の違法放置等物件について、道路法第44条の3第1項の規定に基づき除去し、同条第2項の規定に基づき保管していますので、同条第3項の規定に基づき公告します。

令和8年4月30日

京都市長 松井孝治

- 1 除去した違法放置等物件
別紙のとおり
- 2 除去した違法放置等物件の放置されていた場所
一般市道伏見西部第三経5号線
(底地：京都市伏見区横大路下三栖東ノ口町44番1他)
- 3 違法放置等物件を除去した日
令和8年4月21日
- 4 違法放置等物件の保管を開始した日
令和8年4月21日
- 5 違法放置等物件の保管場所
伏見西部第四地区土地区画整理事業施行地区9号公園予定地
(底地：京都市伏見区横大路菅本29番他)
- 6 連絡先
建設局都市整備部南部区画整理事務所 TEL (075) 643-0088

除去した違法放置等物件

名称又は種類	形状	数量
タイヤ	外径59cm、厚さ23cm他	30本
消火器	外径17cm、高さ58cm他	4本
テレビ	96cm×66cm×9cm他	4台
トラベルケース	46cm×76cm×27cm	1個
金網カゴ	59cm×44cm×51cm	1個
プリンター	57cm×30cm×14cm	1台
ポリタンク	34cm×23cm×37cm他	5個
小型洗濯機	56cm×34cm×53cm	1台
アンテナ	143cm×126cm×193cm	1基
昆虫ケース	36cm×21cm×25cm	1個
おもちゃの乗り物	23cm×56cm×35cm	1台
チャイルドシート	44cm×66cm×80cm	1台
ボックス(箱)	34cm×27cm×59cm	1個
ガラス板	66cm×49cm×0.8cm	1枚
その他	紙類、木片、ゴム片、缶類等	1式

(建設局都市整備部南部区画整理事務所)